

公益社団法人中央畜産会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人中央畜産会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、農業者等の畜産経営の改善、安全な畜産物の生産及び家畜衛生の向上に関する事業を行い、もって畜産の振興と消費者への安全な畜産物の安定供給に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 畜産経営、畜産技術及び家畜・畜産物の衛生の向上に係る支援・指導を実施する事業
- (2) 畜産経営資金の利子低減や家畜・畜産物の衛生対策等を通じて、安定的な畜産経営の推進を図る事業
- (3) 家畜・畜産物の生産・流通・消費に関する調査・研究、情報提供、及び知識の普及・啓発を図る事業
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国を区域として行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人又は次の団体
- ア 一般社団法人及び一般財団法人である都道府県畜産会及び都道府県家畜畜産物衛生指導協会（合併等により都道府県畜産会又は都道府県家畜畜産物衛生指導協会の事業を承継する法人を含む。）
 - イ 畜産に関する事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会若しくは農業共済組合連合会又はこれらの者を主たる構成員とする法人であって、都道府県の区域又はその区域を超える区域を地区とするもの
 - ウ 畜産に関する事業等を行うことにより畜産の振興に寄与することを目的とする法人
 - エ 上記の他、本会の目的に賛同する法人
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第6条 本会の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところによりその申し込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

- 第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年度、正会員は総会において別に定める会費の支払義務を負う。
- 2 賛助会員は、総会で別に定める賛助会費の支払義務を負う。
 - 3 既納の会費、賛助会費及びその他の拠出金品は、会員の脱会の場合においても、これを返還しない。

（任意退会）

第8条 正会員又は賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、その旨を通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えるものとする。
- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 会長は、前項により除名が決議されたときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費又は賛助会費の支払義務を半年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、総正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額と報酬等の支給の規程

(4) 第46条第2項の規定による場合は、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) 長期借入金

(8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が

これを招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 会長は、前項の規定による請求のあったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
- 4 総会を招集するときは、総会の1週間前までにその会議の日時、場所、目的たる事項を記載した書面をもって通知しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が書面をもって、議決権を行使することができることとするときは、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

- 第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) 長期借入金
 - (6) その他法令で定められた事項
 - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面又は代理人による決議)

第18条 総会に出席できない正会員は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の日時の直前の業務時間の終了時までには本会に到達しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定により議決権を行使する者は、出席したものとみなす。

(議事録)

- 第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席正会員の中から、その総会において選任された議事録署名人2名以上は前項の議事録に記名押印する。

(総会運営規則)

- 第20条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会運営規則による。

第5章 役員等

(役員及び会計監査人の設置)

- 第21条 本会に、次の役員を置く。
- (1) 理事 23名以上28名以内
 - (2) 監事 2名又は3名
- 2 理事のうち会長は1名、副会長は2名以内、専務理事及び常務理事は6名以上8名以内とする。
 - 3 前項の会長及び副会長を法人法に定める代表理事とし、専務理事ないし常務理事のうち2名以内をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
 - 4 本会に、会計監査人を置くことができる。

(役員及び会計監査人の選任)

- 第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 会計監査人は、公認会計士又は監査法人のうちから、総会の決議によって選任する。
 - 3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 4 業務執行理事は、前項の専務理事ないし常務理事の中から、理事会の決議によって選定する。

- 5 監事及び会計監査人は、この法人の理事又は職員（法人法に規定する使用人をいう。以下同じ。）を兼ねることができない。
- 6 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えないものであること。監事についても、同様とする。
- 7 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は職員である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても、同様とする。
- 8 理事及び監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（理事の職務及び権限）

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款に定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
 - 3 業務執行理事たる専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行し、理事たる常務理事及び理事は業務執行理事を補佐する。
 - 4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

- 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
 - 4 監事の監査については、法令及びこの定款によるほか、監事全員により別に定める監事監査規程による。

（会計監査人の職務及び権限）

- 第25条 会計監査人は、法令で定めるところにより、本会の貸借対照表及び

正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

- 第26条 役員及び会計監査人の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。
- 2 補欠として選任された役員及び会計監査人の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 役員及び会計監査人は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員及び会計監査人としての権利義務を有する。
 - 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、その定時総会において別段の決議がなされなかつたときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

- 第27条 役員及び会計監査人は、総会の決議によって解任することができる。
- 2 前項の規定に該当することになる役員及び会計監査人に対しては、当該総会の開催の日の20日前までに、その旨を書面をもって通知し、かつ、決議の前に弁明する機会を与えるものとする。
 - 3 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される総会に報告するものとする。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

- 第28条 役員及び会計監査人に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において

別に定める報酬等の支給の規程に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は監事の過半数の同意を得て理事会において定める。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認をえなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、第37条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第30条 本会は、役員及び会計監査人の法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本会は、外部役員等との間で、前項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金10万円以上であらかじめ定めた額と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(顧問)

第31条 本会に、顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、学識経験者のうちから、理事会の決議を経て会長が委嘱する。

3 顧問は、本会運営上の重要事項について、会長の諮問に応ずる。

第6章 理事会

(構成)

第32条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会の招集及び総会に附議すべき事項の決定
- (2) 諸規程の制定又は改廃
- (3) 前2号に定めるもののほか本会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長・副会長・専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (6) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集等)

第34条 理事会は、会長が招集する。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

2 理事会の招集は、開催日の1週間前までに、その会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、理事及び監事に通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ることなく理事会を招集することができる。

4 理事は、会長に対し、理事会の目的たる事項を記載した書面を提出して理事会の招集を請求することができる。

5 監事は、第24条第3項に規定する報告するため必要がある場合は、会長に対し、理事会の目的たる事項を記載した書面を提出して理事会の招集を請求することができる。

6 会長は、第4項又は前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集を通知するものとする。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事又は監事は理事会を招集することができる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた時を除く。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 議事録は、理事会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

(理事会運営規則)

第37条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第7章 事務局等

(設置等)

第38条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 重要な職員は、会長が理事会の決議を経て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(会計原則等)

第40条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(資産の管理)

第41条 本会の資産は、会長がこれを管理し、その方法は理事会の議決を経て別に定める。

(経費支弁の方法等)

第42条 本会の経費は、資産を超えて支弁してはならない。

2 本会が行う事業のうち、理事会において定める事業については、特別の勘定を設けて、他の事業に係る経理と区分して経理しなければならない。

(特定費用準備資金)

第43条 本会は、将来の特定の事業の実施のために特別に支出（事業費又は管理費として計上されるものに限る。）するための資金に充てるため、特定費用準備資金を積み立てることができる。

2 特定費用準備資金の取扱いについては、理事会の決議を経て別に定める。

(借入金)

第44条 本会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度として、その事業年度の収入をもって償還する一時借入金をすることができる。

2 本会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、総会の議決を経て、資産の額を限度として、長期借入金をすることができる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出するとともに、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度経過後3箇月以内に会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類については会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号の書類については、定時総会に報告するものとする。ただし、法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合は、第1号の書類を除き、定時総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類については、毎事業年度経過後3箇月以内に行政庁に提出するものとする。

4 貸借対照表については、第2項の定時総会の終結後遅滞なく公告するものとする。

5 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 役員名簿

(4) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第47条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第5項第5号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第49条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第50条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により本会が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）

には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法という。」）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第51条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

（公告の方法）

第52条 本会の公告は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 雑則

（細則）

第53条 この定款に定めるもののほか、本会の事務運営上必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

（法令の準拠）

第54条 この定款に規定のない事項は、すべて法人法並びにその他の法令に従う。

（附 則）

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長（代表理事）は小里貞利、副会長（代表理事）は菱沼毅、副会長は中須勇雄、常務理事（業務執行理事）は宮島成郎、近藤康二、常務理事は砂金甚太郎、藏内勇夫、飛田稔章、山根義久とする。

- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(附 則)

この定款は、平成28年6月22日（総会の決議のあった日）から施行する。

(附 則)

この定款は、平成29年6月21日（総会の決議のあった日）から施行する。